

わっふる

第104号

令和8年
4月1日発行



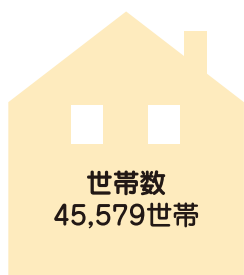
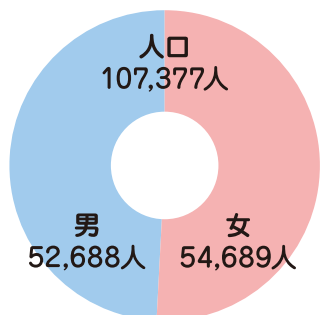
大和園の桜並木でお花見



老人福祉施設大和園

管内の人口と世帯数

(令和8年2月1日現在)



目次

介護保険事業の沿革、介護保険料の納付	2
介護保険料の納入通知書の発送、介護保険料Q&A	3
令和7年第3回臨時会・令和8年第1回定例会報告、 第6期広域計画	4
令和8年度歳入歳出予算	5
療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)	6
老人福祉施設大和園	7
地域包括支援センター、職員募集	8

介護保険事業の沿革

平成 9年	12月	介護保険法制定
平成11年	6月	もとす介護保険広域連合を設立し、介護保険事業の準備事務を開始
平成11年	10月	介護認定事務を開始(介護認定審査会開始)
平成12年	4月	介護保険給付事務などを開始(介護保険法施行)
平成12年	9月	介護相談員設置
平成12年	10月	介護サービス等調査委員会設置
平成17年	4月	ケアプランチェック体制の整備、介護認定審査会の拡充
平成17年	9月	地域包括支援センター運営協議会設置
平成18年	4月	地域密着型サービス運営委員会設置
平成24年	9月	住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任制度開始
平成30年	3月	認知症施策・医療介護の連携など開始
令和 3年	10月	「医療・介護情報連携システム(けあプロ・navi)」の運用開始
令和 6年	4月	介護予防支援事業者の指定対象の拡大



もとす広域連合では、瑞穂市・本巣市・北方町の介護保険業務を担っています。

介護保険制度は本年度で27年目を迎えました。

「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を基本理念に、すべての住民がいつまでも住み慣れた環境で自分らしく暮らし、たとえ介護が必要な状態となっても安心して暮らせるような地域をめざします。

介護保険料の納付について

介護保険は原則40歳以上のすべての人を対象とした皆保険です。

40歳から64歳までの人は、医療保険料と一括して介護保険料を納めます。

65歳以上の人は、原則として年金から介護保険料を納めます。特別徴収(年金天引き)の場合、年金受給月(偶数月)の4月から翌年2月の計6回に分けて納付し、普通徴収(納付書・口座振替)では、7月から翌年2月の計8回に分けて納付します。

【介護保険料の徴収方法(1年間)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				●	●	●	●	●	●	●	●	

○…仮徴収:介護保険料が**確定する前**に行われる仮の特別徴収

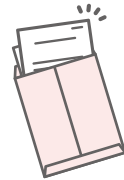
●…本徴収:介護保険料が**確定した後**の特別徴収・普通徴収

介護保険料の納入通知書(仮徴収分)の 発送について

令和8年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収分)の発送は **4月上旬** を
予定しています。

**今回お送りする通知書(仮徴収分)については、[特別徴収](年金からの天引き)が4月からある人
のみ、送付します。*年金からの天引きのため、納付書は入っていません。**

- 前年度より引き続き特別徴収の場合は、1回あたりの保険料の金額は前年度の2月分と原則同額となっています。
- 4月から年金天引きが開始される場合、令和7年度の所得段階における年間介護保険料額を6回(年金支払い回数)で割った金額を、1回あたりの天引き額とします。



ご不明な点・質問などがございましたら、担当課までご連絡ください。
介護保険課 保険係 ☎058-320-2220

介護保険料Q&A

介護保険制度は、みなさんが納めていただく介護保険料と公費(国・県・市町負担金)によって支えられています。介護保険料に関するよくあるお問い合わせについてお答えします。

Q. 去年の収入は年金しかないのに、どうしてこんなに保険料が高いの？

- A.** 保険料は、本人の収入状況および世帯員の住民税課税状況により判定されます。
また、令和8年度の保険料は本来前年(令和7年中)の所得などから判定するところですが、4月時点ではまだ前年所得が確定していないため、今回の仮徴収では前々年(令和6年中)の所得・課税状況によって仮に算定しています。
ただし、7月に行う本算定で所得段階が変わった場合は、本徴収(10月以降のお支払い分)で調整します。本算定の結果、仮徴収の金額で支払い過ぎとなった場合は、後日差額をお返しします。くわしくは7月にお送りする納入通知書をご確認ください。

Q. 送られた通知書をみると、4月より6月・8月の保険料が高くなっています。なぜですか？

- A.** 4月分の特別徴収保険料は、前年度の2月分と同額が天引きされます。しかし、4月分の天引き額が今年度の年間保険料額を6回(年金支払い回数)で割った金額と比べて少額だった場合、6月・8月の天引き額を4月と同額にすると、10月以降の天引き額が高額となってしまいます。したがって、年間を通して1回当たりの天引き額の差を小さくするために、6月・8月の天引き額を調整させていただいています。

Q. 一度年金天引きになったら、今後は納付書などで支払うことはありませんか？

- A.** 年金天引きとなった後でも、普通徴収(納付書や口座振替でのお支払い)となる場合があります。例えば、次のような場合が考えられます。
- 前年度(令和7年度)介護保険料が所得変更などの理由で変更があり、第6期分(令和8年2月15日)の介護保険料天引き額が0円だった(年金天引きが行われなかった)。
 - 所得申告の修正などにより、年度の途中で介護保険料が増額になった。
 - 年金が一時差し止め(または担保)になって天引きができなかった。

特に、これまで年金天引きだった人で今回の仮徴収の通知が送られていない人は、今年度は普通徴収の期間があります。7月にお送りする納入通知書を必ずご確認ください。



令和7年第3回

もとす広域連合議会臨時会開催

令和7年第3回もとす広域連合議会臨時会が、令和7年12月22日1日限りの会期で開催されました。

次のとおり議案等が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

提出議案等（広域連合長提出）

承認第3号 専決処分承認を求めるとして

訴訟委任契約に伴い、令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めるとの。

議案第21号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例にして

令和7年8月の人事院勧告等に鑑み、関係条例について、所要の改正を行うもの。

議案第22号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例にして

令和7年8月の人事院勧告に鑑み、関係条例について、所要の改正を行うもの。

議案第23号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）にして

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万8千円を追加し、総額をそれぞれ6億1,843万7千円とするもの。

議案第24号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）にして

歳出予算内の組替えの補正（予算の総額は歳入歳出それぞれ増減なし）

議案第25号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）にして

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万円を追加し、総額をそれぞれ10億8,333万5千円とするもの。

令和8年第1回

もとす広域連合議会定例会開催

令和8年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月3日から2月13日までの11日間の会期で開催されました。

次のとおり議案等が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

提出議案（広域連合長提出）

議案第1号 もとす広域連合第6期広域計画について

現広域計画の計画期間が令和7年度末で満了することに伴い、次期5か年の広域計画を策定することについて、議会の議決を求めるとの。

議案第2号 解約金の額を定めることについて

介護認定に係る調査業務において、新たにタブレット端末等を導入したことにより、不要となった現行の機器等のリース契約を部解除したいので、解約金の額を定めることについて議会の議決を求めるとの。

議案第3号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例にして

令和7年8月の人事院勧告に鑑み、関係条例について、所要の改正を行うもの。

議案第4号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）にして

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5千円を追加し、総額をそれぞれ6億1,884万2千円とするもの。

議案第5号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）にして

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,611万4千円を減額し、総額をそれぞれ88億7,093万3千円とするもの。

議案第6号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,605万円を減額し、総額をそれぞれ9億9,228万5千円とするもの。

議案第7号 令和8年度もとす広域連合一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,880万円と定めるもの。

議案第8号 令和8年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,100万円と定めるもの。

議案第9号 令和8年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算（第1号）

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,240万円と定めるもの。

「もとす広域連合第6期広域計画」を策定しました。

広域計画は、広域的な政策や行政需要に的確に対応していくことを目的として設立された広域連合が、これを組織する地方公共団体やその住民に対して、事務処理に当たつての目標などを明確にし、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うために、策定するものです。「もとす広域連合第6期広域計画」では、組織市町及びその住民に対して、もとす広域連合が行ってきたこれまでの事務の経緯、現状及び課題を説明するとともに、地域の実態や特性を考慮した上で、令和8年度から令和12年度までの中期的な視点に立つた今後の取組方向（あるべき姿）及びそのための具体的な施策（対応）を示しました。

広域計画の詳細については、「もとす広域連合ホームページ」をご覧ください。



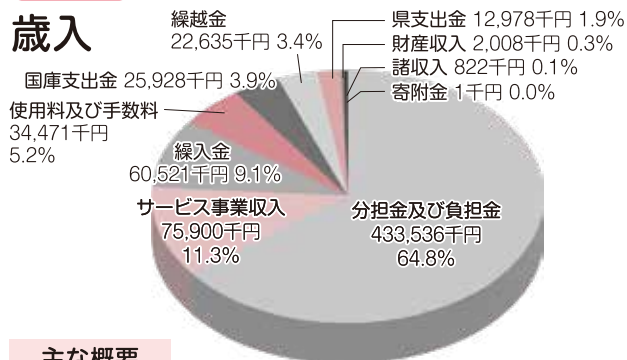
令和8年度 歳入歳出予算

もとす広域連合の令和8年度予算の概要をお知らせします。

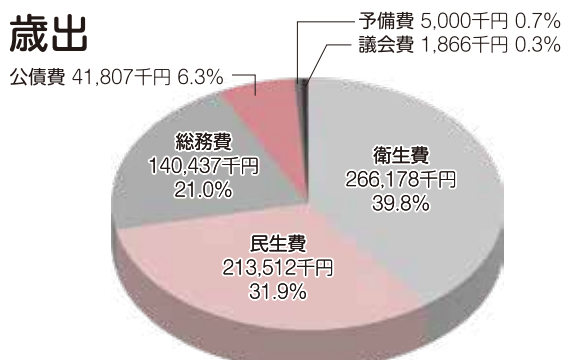
予算総額106億1,220万円(伸率3.2%)

一般会計 6億6,880万円(伸率12.9%)

歳入



歳出

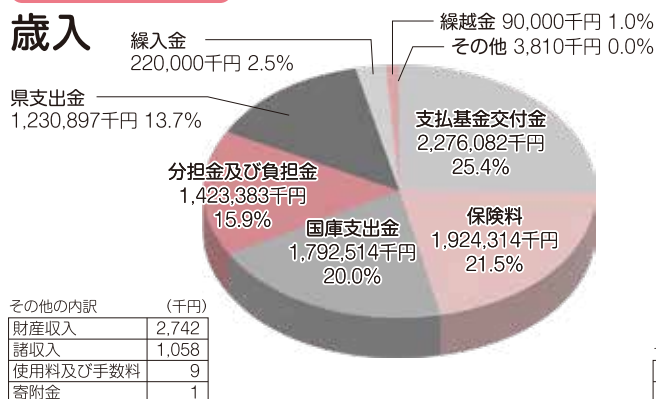


主な概要

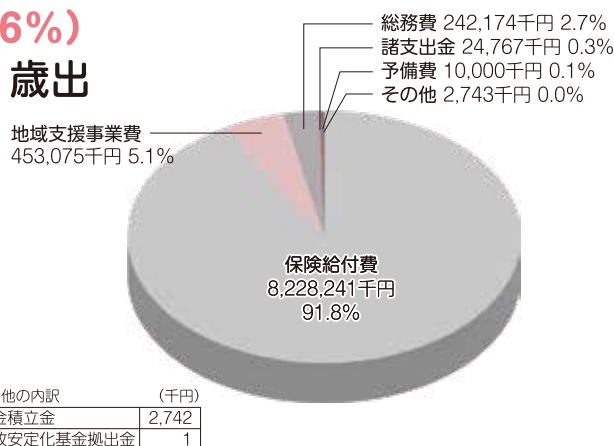
- 一般会計予算は、本庁総務課関係分、本庁介護保険課関係分、療育医療施設関係分および衛生施設関係分の4部門から編成されています。
- 総務費の主な内容は、総務課職員および組織市町からの派遣職員の人件費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員会費などに係る経費です。
- 民生費では、幼児療育センターの養護訓練運営費として1億4,455万9千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。また、介護保険課の重層的支援体制整備事業費として、本市における「地域包括支援センターの運営」「一般介護予防事業のうち地域介護予防活動事業」「生活支援体制整備事業」に係る経費を6,775万3千円計上しました。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として1,938万8千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設(し尿処理施設)の運営費として、2億4,679万円を計上しました。

介護保険特別会計 89億6,100万円(伸率2.6%)

歳入



歳出

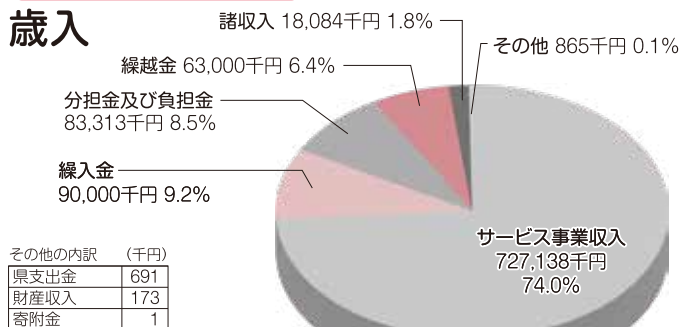


主な概要

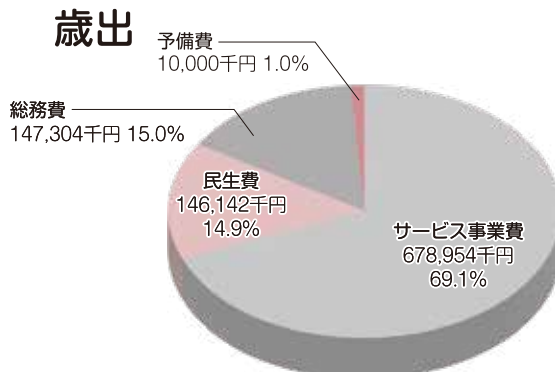
- 介護保険特別会計予算では、高齢者を地域で一体となって支援する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みとして、主に各介護サービス事業による介護保険給付費および地域支援事業費など関係経費を計上しました。
- 令和9年度から3年間の第10期介護保険事業計画の策定に要する予算を計上しました。

老人福祉施設特別会計 9億8,240万円(伸率2.7%)

歳入



歳出



主な概要

- 老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センターおよび居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所です。
- 老人福祉施設特別会計予算では、高齢者への福祉サービスの提供に要する事業費として、関係経費を計上しました。

※0.1%未満は、0.0%と表示してあります。

こんにちは。幼児療育センターです。

幼児療育センターでは、毎年度末に保護者の声を集めた文集「すだち」を発行しています。今年度も「わが子の成長」「日ごろ思うこと」など、さまざまなお声をいただきました。



はじめの頃はまわりの様子を伺っていましたが、しばらく通ううちに自分の意志を示せるようになり、積極的に体を動かし、活動を楽しめるようになりました。私自身も通う中で、子どもとの接し方、興味のあるもの、発達のヒントを学ばせていただき、本当にありがとうございます。(年少児保護者)



息子の気持ちを尊重しつつ、やらなければいけないことも伝える声のかけ方はとても大切だと学びました。何でも気軽に相談できるので、心配なことはすべて先生と共有することができました。そうすることで私自身も前向きになれて、息子ともしっかり向き合うことができました。(年長児保護者)



成長に関してはまだまだ心配はありますが、何より本人が楽しんで通所していることが親としてはうれしいです。また、親自身も先生や親同士で話すことができるのを楽しみにしており、親子ともども居心地のいい場所になっています。(年少児保護者)



子どもの持っている力はすごいです。どの子も本当にたくさんの可能性を持っていると思います。療育センターはそんな子どもの無限の可能性を見つけられる場所であり、また私たち親もそれを多く学べる場所です。(年長児保護者)



※ホームページにて「すだち」を一部公開しています。ぜひご覧ください。



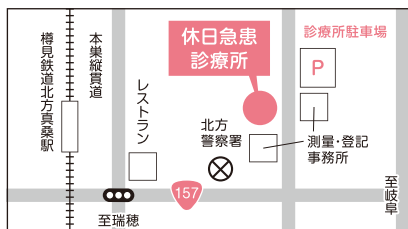
お子さんの発達や行動について心配ごとがある人は、お気軽にお電話ください。

幼児療育センター ☎058-323-0584

2026 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2026 5月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

診療日をお間違えないようにお願いします。●…診療日



お願い
発熱の人は予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてから受診してください。

※薬は原則、当日分のみ処方となります。

※受診の際は、マイナ保険証（資格確認書でも可）を持参してください。

※当番医師は、もとず医師会ホームページをご覧ください。

●電話 / 058-323-0523 (診療時間のみ)

●診療日 / 日曜日、祝日

●場所 / 本巣郡北方町北方3219-25 (北方警察署東隣)

●診療科目 / 内科、小児科

(インフルエンザ・コロナウイルスの検査ができます)

●診療時間 / 午前9時～正午

(受付は午前11時30分まで)

午後1時～4時

(受付は午後3時30分まで)

休日急患診療所のご案内

大和園 特別養護老人ホーム入所までの流れ

入所には事前の申し込みが必要です。
申し込み後は入所の順番を決定するため随時判定会を行っています。
申し込み順ではありませんので、まずはお申し込みください。



入所申込み

●入所申込書、入所調査票(1)・(2)を大和園に提出

- ・入所申込書は家族、入所調査票(1)・(2)は介護支援専門員が記入してください。
- ・入所申込書はもとす広域連合のホームページの申請書類ダウンロードページにあります。(窓口配布も可)

入所判定会 (入所の順番が決定)

●入所判定会は、年に3回開催(2・6・10月)

- ・開催月の前々月までに申込みをお願いします。
- ・状況に応じて臨時に開催することがあります。
- ・緊急性の高い人が優先となるため、必ず順番が決定するわけではありません。



事前面接

●入所の準備

- ・入所の順番が近くなったら、入所予定者および家族と面談し、直近のようすや要望などを確認します。



入所

●契約

- ・入所が決定した場合、サービス内容などについて説明した後、契約となります。



大和園では特別養護老人ホームのほか、下記の日帰りや宿泊などの介護サービスを利用することができます。

通所介護・認知症対応型通所介護 (デイサービス・和デイサービス)

食事、入浴、そのほかの必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族などの介護負担の軽減を図ります。

認知症対応型通所介護では、認知症の利用者を対象にした専門的なケアも行っています。



短期入所生活介護 (ショートステイ)

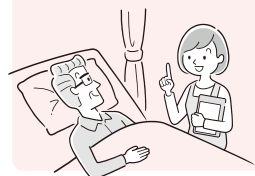
一時的に介護ができない場合や介護負担の軽減を図るため、短期間入所してもらい、食事、入浴のほか、必要な介護を行います。
※4人部屋のみとなります。



居宅介護支援事業所

自宅で適切に在宅介護サービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などに沿って、ケア

プランを作成したり、計画されたサービスを提供する事業所との連絡・調整などを行います。



各サービスの詳細については、ホームページをご覧ください。



入所に関する相談・問い合わせや、介護に関する困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

老人福祉施設大和園

☎0581-34-2555



消費者被害にご注意ください!

高齢者をねらった消費者被害が増えています。「自分は大丈夫」と思わず、身近な人と声をかけ合いましょう。



よくある手口の例

- ・医療費の還付金があります
- ・未納料金があります
- ・市役所・銀行などを名乗る電話
- ・「無料点検します」と訪問し高額請求
- ・「簡単に稼げます」という儲け話 など

被害にあわないために

- ・その場ですぐにお金を払わないようにしましょう
- ・個人情報（口座番号や暗証番号）は教えないようにしましょう
- ・一人で判断せず、家族や周囲に相談しましょう

携帯電話のメールや通話をきっかけとした被害が増えています



困った時は
消費者ホットライン **☎188(いやや!)** まで
ご相談を

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(ココロかさなるCCNセンター内)	☎ 058-327-4118 [FAX] 058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0491 本巣市早野255番地(本巣市役所内)	☎ 058-324-5166 [FAX] 058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内)	☎ 058-323-5540 [FAX] 058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

職種	勤務地	業務	資格要件など	報酬(別途、通勤手当相当額支給あり)	勤務時間、日数など
① 調理員	老人福祉施設大和園	高齢者福祉施設の調理業務	調理師免許	時給1,436円	週37時間30分(5日勤務) 5:00～19:15のうち7時間30分
			資格不問	時給1,411円	
② 看護職員		特別養護老人ホームまたは デイサービスの生活医療業務	看護師	時給1,724円～1,756円	週37時間30分(5日勤務) 8:00～18:00のうち7時間30分
			准看護師	時給1,659円～1,673円	
③ 介護職員	特別養護老人ホームまたは デイサービスの介護業務	介護福祉士など	時給1,396円	週37時間30分(5日勤務) 8:00～18:00のうち7時間30分	
		介護初任者研修修了者など	時給1,367円		
		資格不問	時給1,330円		
④ 療育指導員	幼児療育センター	幼児療育センターにおける療育指導	下記資格をお持ちの人(1種類で可) 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、 保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、 特別支援学校教諭免許、公認心理師 など	週19時間勤務 時給1,330円	週19時間(3日勤務) 原則として【週1日】8:30～12:30 【週2日】8:30～17:00 週34時間(5日勤務) 原則として【月】8:30～12:30 【火・水・木・金】8:30～17:00
				週34時間勤務 時給1,531円	

問い合わせ・書類送付先

①～③ 老人福祉施設大和園 経営管理係
☎0581-34-2555
〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4

④療育医療施設 幼児療育センター 総務係
☎058-323-0584
〒501-0471 本巣市政田500番地1

【試験日】 応募された人に後日通知します

【応募書類】 履歴書、資格を証明する書類の写し

【応募期限】 随時

【賞与】 勤務条件を満たした場合に支給あり

【その他】 ①～③短時間勤務や勤務日数は応相談

※職場見学や業務内容の説明をご希望の人は、事前に問い合わせ先までお電話ください

職員採用情報は
こちらから→



募集内容は、随時更新しますので、
詳細はホームページをご覧ください。



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所がインターネットから検索できます。
【URL】 <https://carepro-navi.jp/motosukoiki>

